

# 公立阿伎留医療センター

## 患者の権利憲章

当院は、世界医師会ヘルシンキ宣言、厚生労働省「保健医療 2035」、国連「障害者権利条約(CRPD)」、国内の医療倫理指針および障害者差別解消法の理念に則り、すべての患者さんの権利を以下のように保障します。

### 第1条 尊厳と平等の権利

すべての患者さんは、年齢、性別、疾患、障がい、言語、文化、社会的背景に関わらず、人格と尊厳を尊重され、公平かつ差別のない医療を受ける権利があります。

(根拠: 保健医療 2035「公平・公正」、CRPD 第 1・3 条)

### 第2条 自己決定およびインフォームド・コンセントの権利

患者さんは、病状、治療内容、予後、選択肢、リスク・効果について、十分で理解しやすい説明を受け、自ら意思決定する権利があります。

医療者は、患者さんが理解できる表現・媒体(文章、図、音声、支援ツール等)を用い、質問や熟考の機会を保障します。

(根拠: ヘルシンキ宣言、臨床研究倫理指針)

## 第3条 医療情報へのアクセスと個人情報保護の権利

患者さんは、自らの診療記録、検査結果、治療計画等の情報について開示と説明を求める権利があります。

個人情報は、法令に基づき厳格に保護され、診療・医療安全等の正当な目的の範囲を超えて利用されません。

(根拠:個人情報保護法、医療情報システム指針)

---

## 第4条 安全で質の高い医療を受ける権利

科学的根拠に基づく、安全で質の高い医療を継続的に受ける権利があります。

治療内容は、診療ガイドライン、医療安全基準、最新の医学知識に基づき行われます。

(根拠:保健医療 2035「アウトカム重視」)

---

## 第5条 繼続性と地域連携のある医療を受ける権利

急性期から回復期、在宅医療・介護、緩和ケアに至るまで、切れ目のない医療・ケアを受ける権利があります。

医療・介護・福祉・行政機関と連携し、生活の質を尊重した支援が提供されます。

(根拠:保健医療 2035「自律に基づく連帯」)

---

## 第 6 条 研究参加の自由およびオプトアウトの権利

患者さんは、医学研究・医療データの利活用について、参加・不参加を自由に選択する権利があります。

公開された研究情報に基づき、オプトアウト(拒否)を選択する権利が保障され、不利益が生じません。

(根拠:ヘルシンキ宣言「自発的参加」・臨床研究倫理指針)

---

## 第 7 条 小児の権利(Best Interests of the Child)

小児の患者さんは、常に「最善の利益」が第一に尊重される権利があります。

年齢・発達段階に応じて理解しやすい説明を受け、意思や不安・希望を表明する権利があります。

保護者は十分な説明を受け、子どもとともに治療選択に参加できます。

(根拠:児童福祉法、子どもの権利条約)

---

## 第 8 条 障害のある患者さんの権利

障害の種類・程度にかかわらず、すべての患者さんは同等の権利をもちます。

### 1. 固有の意思と選好の尊重

障害の有無に関わらず、すべての人には固有の意思(will)と選好(preferences)が存在し、それを最大限尊重されます。

(CRPD 12 条「法的能力の平等」)

## 2. コミュニケーション支援の権利

手話、筆談、点字、やさしい日本語、文字盤、タブレット、絵カード等、最も理解し表現しやすい手段を選択でき、適切な支援を受ける権利があります。

## 3. 合理的配慮を受ける権利

診察、検査、入院生活、痛みの評価、説明方法、環境調整などについて、障害特性に応じた合理的配慮を受ける権利があります。

(障害者差別解消法)

## 4. 過度の制限から守られる権利

不必要的隔離・拘束・行動制限を避けられる権利があり、やむを得ず必要な場合も、最小限・最短で、透明性のある説明と記録が求められます。

## 5. 支援者とともに意思決定に参加する権利

信頼する家族・支援者・意思決定支援者とともに、治療方針の検討に参加できる権利があります。

代理人の決定は、本人の意思・価値観・生活歴を最大限反映するものでなければなりません。

(CRPD「意思主導モデル」)

---

## 第 9 条 苦情・相談・セカンドオピニオンの権利

診療、対応、環境について意見・相談・苦情を申し出る権利があり、誠実に対応されます。

他医療機関のセカンドオピニオンを求める権利があり、その取得を妨げられません。

---

## 第 10 条 医療 DX・データ活用における説明と透明性の権利

電子カルテ・医療データの活用・AI 支援・医療 DX にあたっては、目的、範囲、リスクと利益について説明を受け、同意またはオプトアウトを選択できる権利があります。

(政府・厚労省:医療 DX 推進施策)

---

## 第 11 条 社会・未来への参加に関する権利

患者さんは、医療の改善、研究、地域医療、医療政策の発展において、意見表明や参画を行う主体として尊重されます。

これは「保健医療 2035」が掲げる「共につくる医療 (co-production)」の理念に基づきます。